

資料 2-4

＜大学図書館と公立図書館の位置づけ＞

	大学図書館	公立図書館
設置者	大学	自治体（都道府県、市町村）
根拠法令	大学設置基準	図書館法
主たる利用者	大学の学生・教職員	地域住民
基本的な機能	<p>大学図書館は、大学における学生の学習や大学が行う高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有しており、大学の教育研究にとって不可欠な中核を成す総合的な機能を担う機関のひとつ。</p>	<p>公立図書館は、住民すべての生涯学習に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であり、住民は誰でも無料で利用することができる公の施設。</p>
近年の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・大学図書館は、大学における学生の学習や大学が行う高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有しており、大学の教育研究にとって不可欠な中核を成す総合的な機能を担う機関のひとつ。 ・学生が自ら学ぶことの重要性が再認識され、ラーニングコモンズ、大学図書館職員によるレファレンスサービス研究学習支援、電子資料への対応が重要とされている。 ・情報を検索し、分析・評価し、発信するスキルを一層高める情報リテラシー教育は、教員と連携し、大学図書館が主体となって取り組むことが求められている。 ・大学図書館としても、地域住民への開放をはじめ、資料展示や講習会の実施など、保有する情報資源や人材を活用して社会・地域連携に積極的に取り組む必要がある。 ・学内の多様な組織との連携のほか学外の関連機関との連携も必要で、特に公立図書館との連携は重要。 	<p>公立図書館は、住民すべての生涯学習に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場であり、住民は誰でも無料で利用することができる公の施設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館は、貸出サービスやレファレンスサービスの充実のほか、 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題に対応した資料等の整備・提供 ・他の施設・団体等との協力を積極的に推進し、利用者の求める情報の提供に努める。 ・図書館利用者に障がいを感じることはないよう、多様な利用者に対応したサービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・講座、相談会、資料展示など多様な学習機会の提供 ・読み聞かせ等の住民によるボランティア活動の促進 ・一方、都道府県立図書館は、資料の紹介・提供、図書館資料の保存、図書館職員の研修など、都道府県内の図書館への支援が求められている。